

電力・ガス取引監視等委員会

第1回料金制度専門会合

1. 日 時 : 令和2年7月30日(木) 10:00-12:00
2. 場 所 : オンラインにて開催
3. 出席者: 山内座長、北本委員、圓尾委員、岩船委員、川合委員、辰巳委員、東條委員、
松村委員
(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○田中NW事業監視課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第1回料金制度専門会合を開催させていただきます。

本日は御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

7月20日に開催された第283回電力・ガス取引監視等委員会において、料金審査専門会合は料金制度専門会合に改組することとされました。

料金審査専門会合では、小売料金、託送料金の審査等を御議論いただいていたましたが、料金制度専門会合では、これに加え、料金審査に密接な関係のある託送料金制度の運用に関する詳細設計についても御議論いただきたいと思います。

また、料金制度専門会合では、新たに岩船委員に御参加いただくこととなりました。

オブザーバーとしては、関西電力送配電株式会社の白銀様、九州電力株式会社の松本様、日本商工会議所の石井様、株式会社エネットの野崎様、電力広域的運営推進機関の都築様に新たに御参加いただいております。

なお、本日、男澤委員、梶川委員及び華表委員におかれましては、御都合により御欠席でございます。

本日の議題は、託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計についてでございます。

では、これより議事に入らせていただきます。以降の議事進行は山内座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山内座長　　おはようございます。山内でございます。それでは、早速ですが、託送料金制度（レベニューキャップ制度）に移行するということでございますが、この詳細設計という議題を議論したいと思いますので、事務局から内容について、まずは御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　　それでは、御説明をさせていただきます。

本日の資料につきましては2点配付されており、1つは託送料金制度の詳細設計についてということで、もう1つは、消費者庁より託送料金に関する調査会の報告書を配付させていただいております。

私から、資料3「託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計について」に関して御説明させていただきます。

画面にタイトルとして出ておりますが、託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計についてでございます。

2ページ目でございますが、今般、電気事業法が改正されまして、欧州の制度も参考に、必要なネットワーク投資の確保と国民負担の抑制を両立させるため、一般送配電事業者が、一定期間ごとに、収入上限（レベニューキャップ）を算定し承認を受ける新しい託送料金制度を導入することとなりました。

今後、その詳細設計をする必要があるところ、資源エネルギー庁の審議会におきまして、電力・ガス取引監視等委員会と資源エネルギー庁が連携して検討することとされております。

3ページ目でございますが、資源エネルギー庁の審議会においては、レベニューキャップ制度の詳細については、専門的な料金審査に係る内容を多く含むことから、電力・ガス取引監視等委員会の場で検討を進めていくこととされております。

4ページ目も同じく、構築小委の資料となっております。

5ページ目でございますが、こちらは一般送配電事業者を取り巻く環境変化でございます。下の図の左側を御覧いただきますと、1980年代から需要は伸びていたのですが、2000年頃をピークに減少しており、最近は需要が頭打ちというような状況となっております。

他方で、右の図面にありますとおり、再エネ電源の導入拡大に対応するための送配電網の増強というのが必要となっており、これに対する新たな投資が必要になってきているところでございます。もちろん再エネに必要な送電線であれば無条件に整備するということ

ではなくて、コストアンドベネフィット分析をしっかりと行った上で、再エネのベネフィット等が送電線のコストを上回る場合に、この投資がなされるといったことではございますが、送配電網の増強が必要になっているという状況でございます。

続きまして、6 ページ目でございます。こちらの下図、送配電網の設備更新投資というタイトルになっておりますが、こちらの図は、現存する鉄塔の製造年度の分布を表した図になっております。こちらの図を御覧いただきますと、1960年代、1970年代の高度成長期につくられた鉄塔が最も大きいボリュームゾーンとなっておりまして、これらの鉄塔に関しては既に50年、60年たっているものですから、これらの送配電網の更新に今後多額の資金が必要になってくると。

このような、老朽化した設備の更新というのは安定供給上も非常に重要となってくる状況でございますが、こうした事業環境の変化に対応するためにも、経営効率化等の取組によりできるだけ費用は抑制しつつも、再エネ拡大、そういったものに必要な送配電網の増強であったり、安定供給、それに重要な更新投資といったものに向けて計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められている状況でございます。

7 ページ、8 ページ、9 ページにつきましては、参考資料として資源エネルギー庁の構築小委における資料を記載しております。これらを踏まえつつ、10ページ以降、具体的に検討してまいりたいと考えております。

それでは、10ページ以降でございますが、託送料金制度改革の論点でございます。

11ページは、新しい託送料金制度の全体像になっております。新しい託送料金制度では、一般送配電事業者が、一定期間ごとに収入上限について承認を受け、その範囲で柔軟に料金を設定できることとされております。

11ページの左から御覧いただきますと、まず、期初（規制期間開始時）におきましては、左にありますとおり国が指針を策定するというところを行いまして、その指針に基づいて、左上にあるとおり一般送配電事業者が事業計画を策定する。その事業計画に関しては、先ほどの再エネのための系統増強であったり、安定供給のための更新投資などを含む事業計画を策定していくわけですが、そういった事業計画の実施に必要な費用を見積もりまして、それに基づき収入上限を策定するというのが左下の収入上限の算定になっておりまして、その収入上限を国に申請し、国は審査の上、承認をするというのが期初の流れになっております。

期中に関しましては、規制期間中となっておりますが、これは海外などにおいては5年

ぐらいに策定されているところが多いものですから、5年ぐらいの期間というイメージで考えていただければと思います。そういった5年ぐらいの期間の最中、事業計画に基づき送配電事業を実施していく。その中では当然、再エネ主力電源化に必要な系統の増強というような話であったり、レジリエンス強化に向けてしっかりとした更新投資を確実にやっていくといったようなことを事業計画に基づいて規制期間中に実施していくということでございます。

期中というところの下を御覧いただきますと、収入上限を設定するわけですが、その場合に、もし実績費用が収入上限を下回る場合、効率化分は事業者の利益とすることによって、効率化に向けた事業者のインセンティブを確保するということを予定しております。

その右の事後でございます。5年なりの規制期間が終了した後（事後）に事業計画の達成状況を評価するわけですが、例えば安定供給に向けた更新投資がきっちりなされているか、停電がたくさん起きていないかといったような事業計画の達成状況というのを評価しまして、そのような評価を翌期の収入上限に反映していくと。

また、その下にありますとおり、収入上限を超えて収入を得ていないかといった評価をしまして、その超えていた分、または足りなかった分というのも、これまた収入上限に反映する。

したがいまして、一番右下にありますとおり、効率化の効果については翌期の収入上限に反映して系統利用者に還元していくといった面でも、収入上限のほうに前期の結果が反映される形になっているところでございます。

このような一連の流れで、新たな託送料金制度の全体像を構築していきたいと考えているところでございますので、その詳細設計をこれから検討していく必要があるということでございます。

12ページ以下、個別の論点ということで、さらに御議論いただきたいと考えております。

13ページでございますが、改正電気事業法におきましては、国が指針を定めまして、それに基づき一般送配電事業者が事業計画を策定すると。その事業計画の実施に必要な収入を算定しまして、経済産業大臣の承認を受けることとされておまして、13ページのところに、その該当条文も記載させていただいております。

14ページでは、指針に記載する内容。国が策定する指針ということですが、一般送配電事業者は国が示した指針に沿って一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の策定を行っていくものですから、この14ページの論点2というところに書いてございますとお

り、再エネ主力電源化やレジリエンス強化などの一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標というのを指針にきちんと記載をする。

さらに、この指針には、論点3にありますとおり一般送配電事業者が一定期間に上述の目標を達成するために必要となる事業計画——設備拡充計画であったり、設備保全計画であったり、効率化に関する計画を策定する、こういうことも指針に定めまして、さらに論点4にありますとおり、一般送配電事業者による収入上限の算定方法といったようなことについても指針に定めることになります。

それでは、15ページでございます。では、具体的に、どういった目標を一般送配電事業者が達成すべき目標として記載すべきかということでございますが、15ページにあるとおり、指針に記載すべき成果目標、行動目標といたしましては、15ページの中ほどに記載しておりますとおりエネルギー基本計画、マスタープラン、国の審議会で議論された内容等と整合的になるように、国が成果目標、行動目標を設定する。

指針に記載する目標例といたしましては、安定供給（停電回数、停電時間等）であったり、広域化（仕様統一化、災害時の連携等）であったり、再エネ導入拡大であったり、系統利用者へのサービス品質といったところが目標例として考えられることですが、これらの目標に関しては、次回以降、さらに具体的な目標を提示して御検討、御議論いただきたいと考えているところでございます。

論点3でございますが、そのような、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画を一般送配電事業者が策定していくといったことになるわけでございますが、一般送配電事業者が達成すべき目標を明確にした事業計画の内容といたしましては、16ページのところでございますとおり、成果目標、行動目標としては、今申し上げたような一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標について安定供給、広域化、再エネ導入拡大といった内容の目標について記載をしていただく。

あとは、前提計画といたしましては発電、需要見込みや再エネ連系量予測。あとは、設備拡充計画として、新設工事や増強工事の方針、投資数量と金額。あとは、設備保全計画といたしましては、アセットマネジメント等の手法に基づく更新投資、修繕の方針、投資数量と金額。効率化計画につきましては、仕様統一化や競争発注等を通じた効率化取組施策といったところが考えられるところでございます。

17ページ、論点4でございます。ただいまのような、達成すべき目標を明確にした事業計画を策定するわけですが、そういった事業計画の実施に必要な費用を見積もりま

して、その費用を見積もったものを積算しまして収入上限ということで、この17ページの図にございますとおり算出するといったことになります。

収入上限の算定方法の詳細については、次回以降、さらに議論をしていきたいと考えてございます。

先ほど申し上げたように、事業計画の実施に必要な費用を見積もって収入上限を期初に算定するわけでございますが、

18ページにございますとおり、基本的には期初で設定して原則として変更しないと考えられるのですが、一般送配電事業者の努力によらない外生的な費用変動については、期中または翌期に、収入上限に反映する等の仕組みを導入してはどうかということでございます。

具体的には先ほどのページに外生的な費用例として掲げたような、公租公課であったり調整力費用などが考えられるところでございますが、どういった費用を外生的費用として考えていくのか。外生的な費用変動を期中または翌期に反映する場合は、どのように審査して、どのように承認するのかといった詳細については次回以降、今後引き続き御議論していただくこととしたいと考えてございます。

こちらまでが期初の目標、事業計画、収入上限の設定といったことでございますが、

19ページ以降は規制期間中（期中）、規制期間終了時（事後）の主な論点でございます。

20ページは、再エネ主力電源化であったりレジリエンス強化に向けた更新投資に対応するためには、一般送配電事業者が事業計画に記載した内容を確実に達成するための仕組みが重要となってくるところでございます。

こうしたことから、期中または事後に、その達成状況というのを評価しまして、期中または翌期の収入上限に反映する仕組みが必要ではないかということでございます。

こちらの図に関しましては、8ページ、10ページで御説明申し上げたのと同じ図を記載しているところでございます。

22ページ、規制期間の考え方でございますが、新たな託送料金制度では国が規制期間を定め、その期間ごとに一般送配電事業者が事業計画を策定して、それに必要な収入を算定して、経済産業大臣の承認を受けることとされております。

先ほどちょっと御説明いたしましたように、諸外国などでは5年ぐらいというところで定めている国が多いところでございますが、規制期間については、その長短によって以下のようなメリット、デメリットなどが考えられるところでございますが、詳細については

今後資源エネルギー庁の審議会において議論される予定となっております。

23ページ。成果目標、行動目標の達成状況に対する評価の取扱いでございます。一般送配電事業者が必要な投資等を確実に実施するために、事後的に事業計画や成果目標、行動目標の達成状況を確認し、その結果に応じて収入上限に反映する仕組みが有効ではないかということでございまして、こちらの23ページの図を見ていただきますと、左にございましており、期初に事業計画を策定しまして、一般送配電事業者が達成すべき成果目標、行動目標を設定すると。

規制期間終了後、事業計画の達成状況の評価しまして、国が成果目標、行動目標の達成状況の評価をしていくわけですが、例えば、停電時間などの目標があった場合は、その達成状況の評価しまして、停電時間が多かった場合などに一定のペナルティーを課すといったようなことが例えば考えられるわけでございますが、そういった成果目標の達成状況に応じて金銭的なボーナス、ペナルティーを与えることも一案だが、どのように考えるかということでございます。

その計画のフォローアップや、こういった目標に対してこういったインセンティブ、ボーナスを与えるなりペナルティーを課すなりといったような具体的な考え方につきましては、本日の御議論も踏まえ、次回以降、より具体的な内容を御提示させていただき、詳細を御議論いただくことにしたいというように考えているところでございます。

6、実績収入が期初に承認された収入上限と乖離した場合の取扱いですけれども、新たな託送料金制度においては、収入上限を超えない範囲で一般送配電事業者が柔軟に料金を設定できることとされてございます。料金を設定した上で、需要の変動等によって実績収入が収入上限を上回るケース、下回るケースがあるがどう扱うべきかということでございますけれども、こちらは欧州等のレベニューキャップを導入している国においても、こういった需要変動などによって実績収入がレベニューキャップを上回った場合、下回った場合には期中または翌期に調整するといった仕組みが導入されておりますので、そういった仕組みとすることを検討してはどうかということで、具体的な仕組みについては次回以降、さらに議論していくこととしたいと考えております。

イメージでは、24ページの左下にあるとおり、想定収入を需要が上回りますと実績収入が上回る。需要が下回りますと想定収入を下回るといったことになりますので、上回った分を翌期以降に還元したり、下回った分を翌期以降に回収したりといったような仕組みについて、さらに次回以降、具体的に御議論いただきたいと考えているところでございます。

25ページでございます。先ほど御説明したのは収入と収入上限の取扱いということで、収入に関しては変動した場合は還元もしくは回収、収入上限からずれた分に関しては還元もしくは回収ということであったわけですが、こちらの25ページのほうは利益、費用の変動でございます。

先ほどの収入上限については、需要変動等の外生的な要因によるため、それについては翌期に回収、還元としていたわけですが、費用のほうにつきましては、一般送配電事業者がコスト効率化に取り組む制度とするために、効率化インセンティブの観点が重要ではないかということでございます。

したがって、25ページの左のところにありますとおり、見積費用に比べて実績費用が下回った場合、もしくは上回った場合につきましては事業者の利益もしくは損失として認めることとしてはどうかということでございます。

その上で、実績費用が見積りを下回った場合などにつきましては、翌期の収入上限を算定するときに前期の効率化分を反映することとしてはどうかということでございます。その前期の効率化分というのを、どのように翌期に反映するのが妥当かということは今後の検討事項でございます。

さらに、25ページの右にありますとおり、規制期間中につきましては、収入上限と実績費用の乖離につきましては利益（損失）として扱うことが基本でございますが、プロフィットシェア（ロスシェア）する必要があるかと。その一部分について、プロフィットなり、ロスなりをシェアした場合は、効率化による利益などについては系統利用者に配分する利益とどのようにシェアすることが妥当かといったところも今後の論点でございますので、見積費用と実績費用の乖離をどのように事業者の利益（損失）にするのか、翌期の収入上限にどのように反映していくのかといったようなものの具体的な仕組みについては、次回以降、さらに詳細に御提示して御議論をいただきたいというように考えているところでございます。

論点8、料金算定に係るルールでございます。26ページ、新たな託送料金制度では、一般送配電事業者は収入上限を超えないように料金を柔軟に設定できるとされてございます。一般送配電事業者による料金の設定については、発電・小売間の配賦方法であったり、電圧別の配賦であったり、基本料金率の設定など、国が一定の考え方を示すことも考えられるが、どうあるべきかということでございます。

現在これらの事項については、託送料金算定規則により規定をされているところですが、今度の新しいレベニューキャップ制度化においてはどうかというところを検討していく必要があるといったところでございます。

下の注に書いておりますが、発電側基本料金の詳細設計については、引き続き検討を行っていく予定でございまして、そちらの議論とも整合的に今後議論を行っていく必要があるというところでございます。

続きまして、今後のスケジュールでございます。

28ページを御覧いただきますと、今後のスケジュールにつきましては、託送料金制度改革の詳細設計に当たって、2023年度の新料金の移行に向けて、以下のスケジュールで検討を進めることとしたいと考えておりまして、下のスケジュールのイメージを御覧いただきますと、2021年、来年の3月頃に中間整理というのを行いまして、来年の6月頃に取りまとめをしていくといったようなイメージで検討を進めることとしたいというように考えているところでございます。

また、専門性の高い制度設計の詳細を検討する際には、別途、この料金制度専門会合の下にワーキンググループを立ち上げて御議論いただくことも検討していただければどうかというように考えているところでございます。

29ページ以降につきましては、現行の託送料金制度や欧州のレベニューキャップ制度、その他に関する参考資料となっておりますので、説明のほうは割愛をさせていただきます。

以上、資料3に関する私からの説明でございます。よろしくお願いいたします。

○山内座長　　よろしいですか。

○田中NW事業監視課長　　はい。

○山内座長　　ありがとうございました。それでは、託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計について、今御説明をいただきましたので、御意見、あるいは御質問がありましたら御発言をお願いします。

今、スカイプでやっておりますので、チャットで発言希望をお示しいただければと思います。今回は最初の議論ですから、大枠と論点の御説明ということだったので、どこからでも結構ですので、忌憚のない御意見を伺えますか。どなたかいらっしゃいますか。——それでは、岩船委員、どうぞ御発言ください。

○岩船委員　　ありがとうございます。東京大学の岩船でございます。今回からの参加に

なります。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は論点出しということで、私はまだよく分かっていない点もあると思うのですけれども、1つ質問させていただきたいのは、この資料17ページの辺りにあった外生的な費用のところですか。

外生的な費用が、括弧をして制御不能費用と書かれておりまして、調整力に係る費用というのが制御不能だという整備だということなのではないかというのが質問です。

今後、調整力は市場調達になると思うので、それを前提とすると送配電事業者が制御できないという意味なのだろうかというところが疑問でした。送配電事業者の運用改善により、例えば再エネの予測策がキイできれば、より必要な調整力を下げることができ、送配電事業者の努力で調整できるのではないかと思ったので、質問させていただきました。

以上です。

○山内座長 確認ですけれども、今のは、18ページの外生的な費用の中でということですか。

○岩船委員 そうですね。18。

○山内座長 なるほど。17の図の外生的な費用の中に調整力費用というのが書いてあるということですね。

○岩船委員 そうです。17、18で。

○山内座長 それでは、取りあえず事務局からお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 こちらの調整力費用、外生的な費用（制御不能）といったところでございますが、イメージとして想定しておりますのが、詳細については明日の制度設計専門会合のほうでも御議論いただく予定にしていたところなのでございます。

例えば、インバランス収支に関しまして、その不均衡については託送料金によって調整するとした場合は、調整力のキロワットアワーがどれくらい使われるかということについて事前に分からない。もしくは、一般送配電事業者のほうで、必ずしも調整力に使うアワーの量が事前には決められない要素といったことでございます。そういった、インバランス収支の不均衡などが、この調整力費用として、例えば外生的な費用（制御不能費用）として託送料金のほうで調整するといったことが想定されるところでございます。

○山内座長 では、追加の御説明があるそうです。

○恒藤総務課長 総務課長をしております恒藤でございます。ただ今、岩船委員が御指摘のとおり、これが本当に外生的費用なのかどうか、これも当然議論になるところだと思

いますので、それも含めて今後議論していただくことになるというようには考えてございます。

○佐藤事務局長　すみません、さらに追加をすると、こういうことだと思うのです。需給調整市場で調達したようなものはドイツなどだとそのまま外生的な費用にしているのですが、我が国に関しては、まだ調整力市場というのもつくりかけているというので、まさに岩船先生がおっしゃったように、よりよくする、よりコストダウンする余地がある。

そうすると、それを完全な外生費用にしてしまうと、調整力市場自体をより合理的にするとか広域調達にするというインセンティブがなくなる可能性があるので、諸外国が外生的費用になっているからといって、まだ市場改革をしつつある日本で同じように考えていかという問題もあると思っていますので、これは御議論いただきたいと思っています。

だから、逆に言うと、調整力費用みたいなものではなくて、諸外国で決まっていなくても日本ではまだ市場改革をやっているようなものに関しては改善の余地があるので、同じように外生費用として扱っていいかどうかという問題は、ほかの課題でもあるというように思っております。

○山内座長　ありがとうございます。いずれにしても今日は論点出しということで、まだ決まったわけではなくて、まさに、その点は議論していくということになるわけで、これは実際に運用するときにも外生的な費用の定義は非常に難しくなるということだと思います。ありがとうございます。それでよろしいですか、岩船さん。

○岩船委員　よく分かりました。ありがとうございます。

○山内座長　それでは、川合委員、どうぞ御発言ください。

○川合委員　ありがとうございます。今回のレベニューキャップ制度について特にコメントがあるわけではないのですが、幾つか論点が提示されていますが、そのうちのいくつかの論点の意味を教えてくださいなと思って伺いました。

まず、論点2なのですが、ここに書いてある目標は、いずれもコストが発生するような目標になりかねないのですが、このコストというのは、他方ではこれをやったからといって直ちに全体的にメリットが生じ、送電コストが下がっていくという話ではなくて、投資は必要だが、むしろコストが上がってしまうような話もあるなと思っております。こういうものを目標にするというのは、どこで誰が判断するのでしょうか。この委員会での判断、検討することなのか、この辺、よく分からないなと思って伺いたいと思っています。

次に論点5、事業計画をつくるという話。これも同じような問題があります。例えば

停電回数を減らすとすれば投資をどんどんしなければいけないわけで、そうするとコストも上がりますよね。コストを上げるような計画を立てること自体をどんどん進めさせるのかと。これは根本的な問題だと思いますけれども、どちらの方向で話をさせているのか、分かりにくいなと思いました。

それから、論点6です。現在、コロナの問題が発生して社会構造や働き方も変化し、電力収入や送電収入がかなり減っていると思うのです。この中で、何をもって想定された収入というのでしょうか。想定収入もこうした変化があるとは結構変動すると思っているのですけれども、こういう状況下で計画するというのは、どういうイメージでいらっしゃるのか。例えば、ニューノーマルとかと言っている中、想定収入を考える際の計算の前提となるはずの経済状況についてのコンセンサスを誰がどうやってつくっていくというのは、この委員会で議論する話なのかよく分からないと思いました。我々としては、どう変わりますかということを議論すればいいのか、想定の方まで議論するのか、そこら辺は教えていただければと思います。

大体そのぐらいが私のお伺いしたいところでございますが、ついでに言うと、論点8のところの発電、電圧別の配賦方法とはどういう意味なのか、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○山内座長 ありがとうございます。では、事務局から。

○佐藤事務局長 では、最初の論点2だけは、私、事務局長の佐藤から答えさせていただきます。

非常にいい御質問をいただいたと思っていまして、まさに先生がおっしゃったように、誰が見ても低減になるようなものだったら別に目標に掲げなくてもある意味ではよくて、議論していただく必要はないのですが、まさに先生がおっしゃったように、場合によっては短期的にコスト増になるようなものこそ、まさにこの委員会で御議論いただいて決めていただきたいと思っています。

つまり、中長期的には例えばコストダウンになるとか社会のウェルフェアに寄与することになっても、短期的には確かにコストがかかるようなことを目標に掲げていいかどうかというのは論点でありますので、まさに、それをこの委員会で決めていただきたいと思っています。

○川合委員 ありがとうございます。

○田中NW事業監視課長 続きまして、ほかに御質問いただいた、電力需要が減ってい

る中でどのような想定をしていくのかという点につきましては、現在も一般電気事業者は需要想定をつくりまして、それに従って料金を算定しているわけですが、今後のレベニューキャップの算定におきましても、基本的には16ページのところにございますとおり前提計画をつくっていきますので、その前提計画の中で今後の需要変動がどういった見込みになるのかというのを考慮しまして計画をつくっていくと。

おっしゃるとおり、今後のニューノーマルなり状況の変化というところで、より予測していくところは難しくなってくるところなのでございますが、基本的には、そういった状況等も加味しながら、今後需要がどうなっていくのか予測をして計画を立てていくといったことになろうかと思います。

あと、論点8、電圧別の配賦とはどういったものかと御質問いただきましたが、こちらは26ページの右下のグラフの③料金の算定というところに、特別高圧向けの料金、高圧向けの料金、低圧向けの料金というように記載をされています。この見積もった費用を電圧別に配賦しまして、電圧別の料金を設定していくというのが電圧別の配賦になっております。

このように、電圧別に料金を配賦する背景といたしましては、それぞれの電圧によって使っている設備が違うといったようなことが背景にございまして、特別高圧などでは基幹系統のみが使われている。高圧、低圧といった、より電圧の低い部分になりますと、より下流の配電網なども使われているといったことが背景にございますので、電圧別料金に費用のほうを配賦しまして託送料金を算定しているといったものでございます。こちらが電圧別の配賦方法の意味になってございます。

○山内座長 川合委員、よろしいですか。

○川合委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○山内座長 それでは、次に松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員 それでは最初に、具体的な論点の前に全般的に、現行の制度がどうなっていて、どういう制度を目指すのかについて発言させていただきます。もう既に説明はされているわけですが、念のために確認させてください。

現在の制度がどうなっているのかというと、基本的にはコストを積み上げて価格を決める格好になってはいるのですが、値下げ届出制というルールになっているので、現行の料金を維持するのであれば、超過利潤が著しく大きくなければそのまま維持できる。その結果、審査を受ければ値上げできるという安全弁を備えてはいるものの、実質的に効率化係

数もない、物価調整条項もない、投資調整条項もない、事実上のプライスカップで運営されているのに近い状況になっている。

この大きな問題点として、先ほども御指摘があったわけですが、再エネの割合が大きくなるなど供給の構造も大きく変わる、あるいは、ひょっとしたら利用の構造も大きく変わるということに合わせて、送配電部門の投資を増やさなければいけない事態になり、投資を増やしたとすると、その分、丸々利潤が減ってしまうことになって、これを避けるために必要な投資もしなくなるとの懸念。あるいは逆に、社会的に見て必要な投資をちゃんとする事業者が損をするという構造になっているのはまずいという点が、問題の背景の1つとしてあった。

それから、需要に対する調整条項がないので、何か構造的な問題によって系統需要が大きく減ると収支が合わないことにもなりかねないというような問題点もあったということです。

インセンティブを与えるためにこういう制度にしたと言っているわけですが、現在でも一応プライスカップに近い運用になっているので、その意味では、ある種のインセンティブがあったということ。これから制度をつくっていくときに、この資料でもちゃんと出ていますが、今までは需要調整条項というのがなかったので、需要が縮小していくのに合わせるぐらいに効率化していかないとつじつまが合わないという状況になっていたわけなのですが、これからは、もう既にこの委員会で決めることなく別の委員会で決まった事項として、プライスカップではなくてレベニューキャップにする。

レベニューキャップとプライスカップの大きな違いは、需要の変化に対する調整条項がある点であることも、もう既にエネ庁のほうで整理されていると思います。需要調整条項が入るということは、もう所与になっている。ということは、今まで需要が縮小するというのに合わせて、その程度は効率化しないと値上げ申請に追い込まれるという意味でインセンティブがあったものが、需要調整条項が入った結果として需要が縮小する程度の効率化係数を織り込まなければ、今よりも効率化のインセンティブが下がってしまうことになりかねない。この点を私たちは十分考えた上で、今後の意思決定をしなければいけないということだと思います。

次に、18ページのところ。具体的な論点で、先ほども岩船委員から調整力が外生的というのに対してコメントがありました。私も岩船委員がおっしゃったことは全くそのとおりだと思いますし、その後いろいろな方が補足された点、全くもつともだと思います。

ここでなぜ外生的と与えられたのか。公租公課のようなものは明らかに外生的ですが、調整力に関しては、広域機関のほうで期中では調整力としてX%調達すればいいというように整理されていたものが、例えば広域機関からの要請でX%プラス2%に上がったというようなことになったとすると、その場合、単価は別として、それだけの量が出てきたというのは明らかに外生的なものなので、そのコストが増加したのは事業者の責任ではないというようなことが念頭に置かれていると思います。

さらに、調整力の大半は市場で調達することになり、非常に十分コンペクティブであるなら、市場価格の変動は外生にみなすことができる。そのような意味も込めて、これは外生になる可能性があるものとして整理されているのだと思います。しかしこの点は佐藤さんが正しく御指摘になったとおり、そもそも市場価格がコンペクティブで効率的な格好になっているのかどうか。それは事業者の努力に依存している可能性がある以上、安易に外生と言ってはいけないと思います。

同じことがいろいろなところで出てくると思うのですが、例えば、広域機関のマスタープランで、この送電線の建設はすべしというような格好で計画が出てくるときに、その投資量は、いわば外生的に要請されたものなのだから当然外生的な要因。期初、計画を立てた時点では予想されないような形で外部から要請された投資をしたというのは、ネットワーク部門の責任によらないコストということで何らかの形で保証されるのは当然のことだと思います。しかし、それが外生という議論は単価には影響しない。これは外生的とはいえない。

そういう意味で、外生なのかどうかという整理もそうなのですが、転嫁という格好で収入上限にどう反映させるのかという点では、いろいろなやり方があり得ると思います。自動転嫁も当然あり得るし、一定の査定はするけれども、量については査定しないというような格好で転嫁を認めるというようなやり方、転嫁するのであれば全面的に厳しく査定するなど様々なレベルがあると思います。そのようなものの濃淡、外生度の濃淡に応じて期中に自動的に変える、翌期に自動的に変える、翌期に簡単な査定の上で転嫁を認めるとか、いろいろなやり方があると思いますので、これについては具体的に今後検討していくことになると思います。

次に、成果目標に関してです。ここに上げられているものは全て合理的だと思いますので、事務局の整理に従ってこの後議論していくことになるのだと思いますが、一方でかなり難しいものもあると思います。例えば、停電が起こるかなりの部分は災害によるものだ

と思う。災害は多い場所と少ない場所が当然あり得る。停電が多いからといって、直ちにネットワーク部門のパフォーマンスが悪いと言ってもいいかどうかは問題になり得ると思います。一方で、災害が起こったときに迅速に対応した結果として停電時間が短かったというところ、あるいはそうでないところがあるのだとすると、災害が起こったときの停電は除くという発想も本当にいいかどうかというのは、また問題になると思います。

いろいろな意味で相当に難しい問題が入っていると思いますので、これについては今後精査していくことになると思います。ちょっと長くなってしまって申し訳ないのですが、そのパフォーマンスを計るときに、今まで私たちはヤードスティックを随分使ってきた。相対的に、パフォーマンスのいいところ、悪いところというのを使ってきたわけですが、この成果目標の達成度合いに関してヤードスティックを使うのが、いいかどうかというのも相当に、慎重に議論していく必要があると思います。

例えば、災害の復旧などに関して言うと、こんなことを言うと申し訳ないのですが、東京電力は最近の事例に関して相当パフォーマンスが悪い面もあったと思います。これは災害慣れしていなかったということだと思うのですが、これに関しては九州電力のような台風被害に関して経験を積んでいるところから学んで、その後に急速に改善したという面もあったと思います。

ヤードスティックを言い過ぎると、このような先進事例の共有が難しくならないかということも少しだけ懸念していますので、こういう点も考えながら今後議論していただきたい。

次に、24ページ、25ページ以降の、期中に反映するのか、翌期に反映するのかという点に関してです。例えば、需要の予想外の変動があった。期中に何か大きなショックがあって、その結果として予想外に構造変化が起こったということも当然あり得るでしょうし、夏暑かった、冬寒かった年には需要が増えて、冷夏・暖冬のときには減るとか、いろいろな要因があると思うのですが、この場合、レベニューキャップによって需要を調整しなければいけないという類いの議論は、猛暑・冷夏に対応して調整しなければいけないということを考えて導入を検討する制度なのか、あるいは、大きな構造変化によって需要が大きく変動するリスクを事業者にならせないようにすることなのか也十分考えながら、翌期にするのがいいのか、期中にするのがいいのかを考えるべきかと思いました。

ほかのコストの反映に関しても全く同様に、期中がいいのか、翌期がいいのかというのは、どういうリスクが重要なのか考えていくことになるのだらうと思います。

最後に、効率化を非常に大きく行った結果として得られた利益は、計画期間内ではその部門の利益になるのは既定路線だと思います。翌期以降の改定のところで、その利益を、値下げという格好と事業者が得るという格好に配分するという議論が出てくると思います。消費者の観点から見ると、それはできるだけ多く値下げに配分してほしいということになるのだろうと思うのですが、多く配分してしまうと効率化のインセンティブを損なって、むしろ、長期的に見ると消費者の利益を損なうということもあり得るということは十分考える必要があると思います。

5年間利益を確保できるというだけで十分なインセンティブかどうかということは考えていただいた上で、この配分割合を考えていただければ。配分割合というのは、かなりの程度残さないとインセンティブとして過小になるということは十分考えてください。その上で、もし本当に消費者の利益というのを考えるのだとすると、効率化係数というのをきちんと設定するほうが、はるかに筋がいいと思います。効率化係数であれば、努力が足りなければ、その分利益が減ることになり、十分な努力をすれば残る利益というか、限界的な利益として残る部分は同じなるという意味でインセンティブの観点から見てもはるかによいと思います。

私たちは翌期の配分を消費者の配分を大きく注力するよりは、効率化係数を合理的に設定することに注力するほうが、全体の効率化に資するのではないかと考えています。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。私自身もちょっとコメントしたいのだけれども、今日時間があれで……。非常に素晴らしいコメントをいただきまして、ありがとうございました。

それでは、都築さん、続けて御発言いただけますか。

○都築オブザーバー 広域機関の都築です。すみません、オブザーバーですけれども、先に発言の機会をいただきましてありがとうございます。質問1点とコメント1点を申し上げます。

まず質問です。

目標設定というところの話があったかと思います。目標の話なのですけれども、ほかの場所で審議がなされていたり、例えば私どもの関係しているところでいくと、供給計画とか容量市場というところでは信頼度基準としては停電日数とかという概念ではなくてEUEという量の概念で捉えていたりします。こうしたところは、エネ庁がやっているエネル

ギー政策等もそうなのですけれども、整合させないといろいろ錯綜して、おかしいことが起きるのではないかと危惧しております。資料では整合的というように書いてありますけれども、実際にどのように議論を展開していくつもりなのかというところについては確認したいと思います。

そもそも論から議論して、エネルギー政策全体にも反映させていくという勇ましいお話を想定されているのか、それとも、所与のものは所与として確認することなのかということについて、事前に委員会事務局から御説明をいただく機会があって、その場でもクラリファイをしたのですが、御回答いただけなかったものですから、平場で申し訳ないのですけれども、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

この部分の議論の持っていく方次第では、場合によっては別の議論にも影響を及ぼすことになるのですが、過去から積み上げてきていることと、変えるべきことなら変えたいと思うのですけれども、積み上げてきているものを無視して分断統治みたいな感じにならないようにしてほしいと思います。それが確認の質問の1点目です。

もう一点はコメントです。

統計的手法という話が出てきますが、マジックワードのような形にならないようにしてほしいという趣旨のコメントです。統計的手法に基づく料金審査、現在適用されている総括原価方式の託送料金でも、いろいろなところで使われてきていまして、山内座長をはじめ、この場にいらっしゃる先生方、皆さんよく御存じのところだと思っています。

他方で、これはいろいろな考え方があるかとは思いますが、東電の例の事故に端を発して、一連の小売の規制料金の値上げシリーズの中で、上げ幅をどのように抑制していくのかが大きく求められている状況で、電気事業における能率的な経営とは何かという議論よりは、人件費など統計、指標で援用できるものについて取り上げてきたという経緯はあります。逆に言うと、資本費みたいなところでは積み上げとか実績ベースからの判断というのが基本でしたので、震災後、値上げ回避等のため投資を手控えてきた被規制者側からすると苦々しい思い出になっている部分なのかもしれないなというように受け止めています。

託送料金も一貫体制で、発電以外のところも含めた総原価からネットワーク部門を切り出してきたので、こうした流れで整合的にやってきたというのが現在の託送料金の料金設定の考え方だと思っています。

では、これからつくる託送料金で、では、上げ抑制みたいな考え方の必要はなくなって

いるかという、決してそうではない。そういう趣旨で申し上げておりませんが、今回のレベニューキャップでは、フォーミュラに当てはめて機械仕掛けで効率化していくよりも、事業者の創意工夫が働きやすくすることで結果的に効率性を追求していくということも非常に重要だと思っております。フォーミュラ自体は効き目があるときもあるのですけれども、これに拘泥するとフレキシビリティを失ったり、被規制者側も、これに従っていれば大丈夫というように、心理的抱きつき現象が起きたりしてしまうこともあるので、丁寧な議論が必要ではないかと思っております。

諸外国でも、割と算術的にフォーミュラに当てはめていく要素の強い国では、被規制者にとって窮屈感が出て、あとは逆の手法面にしている国などでは料金のつくり込みというか、アプルーバルプロセスに時間がかかっているという要素もあるので、この点のバランスも重要かなと思っております。

いずれにしても、ネットワークの人たちには、守りのビジネスだけではなくて、いろいろなことをイノベティブに、頭を使って、サービス全体を向上、高めていただきたいと思いますので、こうした芽を摘むことにならないように、この料金制度のつくり込みを、ぜひお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 最初の点について事務局から答弁があります。

○田中NW事業監視課長 15ページの論点2のところ、エネルギー基本計画、マスタープラン等と整合的になるようにということに関してでございますが、こちらは都築オブザーバーが御指摘のとおり、所与のものとして考えていくといったことでございます。

○山内座長 都築さん、よろしいですか。

○都築オブザーバー はい。ありがとうございます。

○山内座長 それでは、続いて辰巳委員が御発言を御希望です。辰巳委員、お待たせいたしました。

○辰巳委員 簡単に、1点のみなのですが、今回の見直しで各一般送配電事業者がいろいろと努力をなさると思います。それで今もありましたようにイノベーションの努力をなさるとか、そういうのが出てくることを期待しているのですけれども、結果的に需要側というか、私たちの側からすれば送配電事業者を選択することができませんもので、違いがあり過ぎるような結果にならないのだろうか、ちょっと気がかりました。

横並びになってほしいということではないのですが、それぞれの能力というか、能力で

はないですね、力とか考え方がちゃんと反映されるべきだとは思いつつも、大きな差が出てくるようなことは起こり得ないでしょうかということが、ちょっと知りたかったのです。

以上です。

○山内座長 事務局から。

○田中NW事業監視課長 基本的に、従来も各一般送配電事業者が自ら必要となる費用を見積もりまして料金を申請してきております。したがって、今回のレベニューキャップ制度に変わったとしても、そこが直ちに大きく変わるということではなくて、それぞれの事業者が自らの事業計画に、実施に必要な費用というのを見積もりまして申請してくるということになりますので、今までの制度からレベニューキャップに変わったからといって、それが事業者間の違いというものが、即座に大きくなったり少なくなったりするような話とは直接リンクすることではないのかなと想定してございます。

○佐藤事務局長 ちょっと補足すると、先ほど松村先生からもヤードスティックな話があったのですが、今度新しい制度になっても9社間の比較は常にさせていただいて、各社間、こうなっているというのは常に確認をしていただきつつ、議論していただくということが一方で必要になるのではないかと思います。

○辰巳委員 ちょっと気になりましたもので。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございます。今、圓尾委員と松村委員から発言希望が出ています。松村さん、これは関係する御発言ですか。

○松村委員 そうなのですが、でも2度目なので、1度目の発言の方から。

○山内座長 関係しているのだったら先にやってしまったほうがよいと思います。どうぞ御発言ください。

○松村委員 いいですか。大変申し訳ありません。都築さんの発言で、私、ちょっと理解できない部分があったものですから、ちょっと確認させてください。

例えば、停電に関して、容量市場のことに言及されたのですが、私、基本的には、容量市場で停電というのを考えるときにはキャパが不足する結果として停電することを一定以下にすることを考えながら需要曲線を設定しているのだと思っていました。

それに対して、今回論点2で出てきているものは、既に監視等委員会の場でも何度も出てきたようなもの、例えば配電部門における投資を怠った結果として非常に危険な状況になって、災害が起こったら本当に停電が起きかねないというような状態が放置されたとい

うようなことで、投資が過小ではないかというようなことが議論されたはずなのですが、そのようなものを念頭に置いた、つまり配電のところの事項、あるいは災害が起こったときの復旧のスピードが非常に遅いとか、そういう、ネットワークに基本的に依存した形で出てくる停電というのを主に念頭に置いて設計されるものだと思っていました。

その意味では、私は容量市場の議論とはかなり独立に設計できるものだと考えていましたし、そこが制度設計の仕方によってはインコシステントになるということは余り考えていなかったのですが、この文脈で具体的にインコシステンシーが出てくる議論がこの後に出てくるのであれば、その都度、都築さんには具体的にどういう問題があるのかという点を、ぜひ御指摘いただければと思いました。

次に、事業者の創意工夫ということも都築さんから出てきたのですけれども、これに関しては、もちろん重要なことなので、今後あらゆる問題で考えていくことになるのだと思うのですが、恐らく大きな問題になるものとして、高圧、特別高圧、低圧の配賦とかというようなものについても具体的にフォーミュラが常に決まっていて、それに合わせてコストを配賦して積み上げるということはずっとやられてきているわけなのですが、これを続けるのかどうかということも大きな論点になるかと思います。

そもそも論として、フォーミュラというのを国がつくって、あるいは、どこかの委員会がつくって、それに沿って事業者がやるという発想にするのか、あるいは、事業者のほうで提案して、それを公平かどうか、効率的かどうか審査して認めるという格好にするのか、あるいは、レベニューキャップの範囲内だったら完全に自由にするのかというようなことって、相当大的な問題になると思います。これは、どのような方針にするのかを、かなり早い段階で決めないと。事業者に丸投げされても、相当に苦勞して時間がかかるといいますので、早い段階で、どこかで意思決定する必要があるかと思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。では、都築さん、一言御発言ください。

○都築オブザーバー 度々申し訳ありません。私の説明にちょっと不足があったのかもしれないと思っております。

私が申し上げている趣旨は、ここで言っている話というのはネットワークサービスに直結する話というよりは、国全体のエネルギー政策というところで、安定供給とか広域化とといったところから出てくるものだと思っております。こうした中、先ほど停電の話の少し申し上げたと思いますが、供給計画でも容量市場でもこの考え方を取り上げているのですけ

れども、これは供給信頼度という概念だと思っています。これはネットワークサービスを行う上でも基本的な概念でありまして、それは決して不整合なものではないと思っておりますということだけ申し上げておきます。

○山内座長 ありがとうございます。ここからいろいろ議論していくわけですが、特に、今、松村さんからあった2点目というのは非常に大きな議論で、これをどのようにするかというのは、我々も最初に十分に議論する必要があるのかなと思います。

すみません、圓尾委員、お待たせいたしました。どうぞ御発言ください。

○圓尾委員 圓尾です。まず1点目は、今後レベニューキャップ制度を実施するフローを考えると、今回の御説明だと、例えば5年なりの一定の期間が終わった後に、その中身を精査して次の5年間の数値に反映させる、ということだったと思うのです。ただ、初回がそうであるように、中身を精査して次の値を決めるのに1年ぐらい議論の期間がかかるわけですね。

だから実際は、これは事務局に質問ですけれども、当該期間が5年だとしたら、4年が終わって5年目が始まったぐらいのときに、まだ確定的な数値は出ていないけれども、見込み値を元にしながら議論を進めていって6年目以降の、つまり新しい期の1年目の数値を決める。5年目の確定数値が出たときに、もし見込み値とずれていれば後追いでアジャストするというフローになるのか？タイミングと手法はどのようなかと思ったのです。そこを我々もしっかり認識しておかないといけない。議論の前提として、数字がまだ確定しない段階で今後査定するのかと思ったので、そのフローを知りたいのが1つ目です。

それから、論点の前提には、特段、何の異論もなく、これからこの中身を詰めていけばいいと思います。ただ、2点だけ申し上げておきます。1つは論点5だったと思いますが、目標に関してボーナスやペナルティーを設定するという話です。ここは停電など、電気を運ぶ仕事がきちっとできているかジャッジするのももちろん、大事なことはネットワーク事業者として中立的な行動、振る舞いが法令も含めてきちっと守られているかです。

特に情報管理がとても大事だと思いますので、例えば、ネットワーク部門しか知り得ない情報が小売部門に漏れていることがあったときにはペナルティーを課すとか、そういう一送としてやるべきことが、きちっとできているか否かも、ペナルティーの中に含めるべきというのが1つ。

それから、論点7だと思いますが、効率化で利益を得たときのシェアの仕方です。松村先生が少し触れられましたが、基本的には5年が期間だとして、5年間の中で頑張っ

た利益は自分たちで内部留保にして使っていいけれども、一定期間後、例えば次の期には、効率化が進んだ水準を前提にコストを算定することで、リセットするのが理想だと思うのです。ただ、5年の期の最後のほうになって大きく効率化が進んだときに、1年や2年しか成果を享受することができないとなれば、効率化に対してのインセンティブは十分に働きません。

効率化の成果を事業者と消費者とで何対何にシェアするかという配分の視点だけではなく、そのメリットを一定期間は享受できるといった期間の概念を入れるのも考え方としてありかと思います。この効果で何億円と分けて示すのは非常に難しいと思うのですが、例えば、期間の1年目、2年目で生み出した効率化によるメリットであれば、その期間内で終了してリセットするけれども、最後の5年目で得た効率化効果であれば翌期に対しても織り込むことを認めるとか、そういった期間の概念を入れるのもありだと思いました。

それから、需要変動の話です。これも細かい需要変動を一々、全て調整していく考え方もあると思いますが、一定幅を超えたときに調整するのもいいかと思います。外生的な費用も同様だと思います。全て論理的に調整する考え方もあると思いますが、ある程度外生的な環境の変化や需要の変化があるのも、普通のビジネスではよくある話です。私は全ての変動を調整するよりは、ある一定のレベルを超えたものを調整していくほうが、いいのではないかと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。確認事項が1つ。

○田中NW事業監視課長 この事業計画の達成状況の評価のタイミングですが、圓尾委員が御指摘のとおり、まさに5年なら5年ということで、例えば4年ぐらいのタイミングで見込み値で評価をしまして、その上で、確定値が出た後に、必要があればその辺りをアジャストしていくといったような、まさにそのような感じになるということで想定しているところでございます。

○佐藤事務局長 ちょっとすみません。それもあれなのですけれども、圓尾先生がおっしゃっている全般のものに通じると思うのですけれども、フラクチュエーションがどれぐらいあるかによって多少変わるかなと。

何が言いたいかというと、例えば5年間で多少のぶれは当然あるのでしょうけれども、各期間で収入・支出でそんなに変わらないのだったら、まさにある程度アジャストすればいいと思うのですが、物すごくぶれがあったようなときには、本当に5年間でいいかどうか

かも知って、ちょっと考えなければいけないような気がしなくもないです。

やはりフラクチュエーションが物すごく大きいときというのを、こんなに毎年毎年、いろいろ違うというのに見込み値でやれるのかとか、プロフィットがここまで違ったというのをどのように、この5年分を次に持っていけるのかというのは、ちょっとやってみないと分からないようなところがあります。今の田中課長からのお答えは、フラクチュエーションがそんなに予想外に大きくないようなときだと思いますので、すごく大きかった場合はどうするかみたいなことは事務局内でも議論したいと思います。

○山内座長　そうですね。よろしいですか。そのほかに、御発言の御希望はいらっしゃいますか。——九州電力の松本オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○松本オブザーバー　九州電力の松本でございます。今回初参加になります。発電事業者、小売事業者の立場で参加、発言したいと思います。

今回の託送料金制度改革は、必要なネットワーク投資の確保と国民負担の抑制の両立を目指すものでありまして、ネットワーク利用者である我々小売事業者、発電事業者としても、その方向性には賛同するところでございます。託送料金を負担する小売事業者、発電事業者としましては、新たな制度で設計する託送料金がお客様、いわゆる需要家の皆様に納得感をもって受け入れられることが重要であると考えます。これからの料金制度専門会合の議論を通じて、託送料金の透明性がより一層高まることを期待しております。

その上で2点お願いしたいと思います。1点目は、論点2、あるいは3にも関係するところだと思います。ネットワーク利用者として適切な効率化はイノベティブに進めていただきたいと思います。近年の災害の激甚化、広域化を踏まえますと、過度に効率化を重視することで安定供給や供給信頼性が損なわれることのないようにお願いしたい。また、松村委員から御指摘もあり、簡単ではないと思いますが、地域事情なども十分に考慮した制度となることが重要であり、その点をお願いするところです。

次に2点目です。実際に新たな託送料金制度を円滑に運用していくためには、ネットワーク利用者にとっては負担の公平性の観点も重要であると考えておりまして、これまでいろいろところで議論されたと思いますが、これまでの議論を踏まえたバランスのとれた検討をお願いします。

以上がお願いです。

今回の託送料金制度の詳細設計として幅広い論点が提起されています。一方で、中間整理や取りまとめの時間軸も示されているように限られた時間の中であると思いますので、

充実した議論がなされるように我々小売事業者、発電事業者としても積極的に意見していきたいと思います。

私からの発言は以上です。

○山内座長 ありがとうございました。続いて、関西電力の白銀オブザーバー、どうぞ。

○白銀オブザーバー 白銀です。今回、今後議論していくべき論点というのを国のほうで整理していただいたと思っております。今後の議論に関しまして、少しコメントを述べさせていただきますと思います。

新しい託送料金制度を今後御議論いただく上で、再生可能エネルギー主力電源化や分散エネルギーリソースの拡大など、新たな社会変化に対応できるプラットフォームとなる次世代ネットワークの構築、電力設備が高経年化していく中で、レジリエンスを強化するために適切な投資など、長期的な視点で持続可能な制度になることが大切だと思っております。

当然、各送配電事業者としましては、それぞれが創意工夫の取組み、そしてコスト効率化の努力を積み重ねていくことが必要だと認識しております。これらを両立させていく上で、例えば今後直面するような、労働年齢人口の減少に伴う工事施工業者の労働力不足など様々な環境変化がございます。そのようなものも考慮して持続可能な制度にさせていただくことが大切だと思っております。

効率化に関しまして、経営努力が及ばない外生的なものにつきましては機動的に料金に反映していただくという一方で、送配電事業者が出来る部分につきましては不断の効率化に努めてまいります。このような、努力が適切に考慮されて長期的な視点、持続可能性の観点で効率的に、そして将来の社会ニーズに応えられる電力ネットワークが構築できる制度設計になるよう、ぜひ御議論をお願いいたします。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございます。続いて、消費者庁の大森オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○大森オブザーバー 消費者庁の大森でございます。私からは、今回オブザーバーとして参加させていただく経緯について御説明させていただきたいと思います。

資料をお持ちしておりますが、これは今日議論いただくという趣旨ではなくて、今回オブザーバーで参加した経緯ということでございます。2016年に消費者委員会の電力託送料金に関する調査会の報告書が出されておまして、消費者担当大臣から経済産業大臣に意

見を出したという経緯がございます。また、今回のエネルギー供給強靱化法案の閣議決定の際にも消費者委員会の専門調査会において状況のヒアリングがあったという経緯がございまして、料金設定の透明化、適正化の確保、あるいは決定過程における消費者参加の機会の確保、または消費者への十分な説明といった様々な意見が出されたところでございます。

本日はお時間もありますので、詳細に御紹介ということはございませんけれども、消費者委員会の提言、あるいは、消費者委員会の議論を踏まえた形の検討になるべく、具体的には今後の議論の概要については消費者委員会でもフォローさせていただきまして、委員会の問題意識や関心事などを私のほうからこの場でお伝えさせていただくこともありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山内座長 どうもありがとうございます。次は日本商工会議所の石井オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○石井オブザーバー ありがとうございます。今回から参加させていただく石井と申します。よろしくお願いいたします。

私ども電力ユーザーたる事業者の立場から御意見を申し上げます。今回の託送料金制度改革の全般的な方向性には全く異論ありません。この新しい制度を検討していくにあたり、私どもとしては、国が定める指針、審査方針の内容に関する周知の徹底、特に電力ユーザーたる事業者・国民に対する周知を通じた理解醸成が非常に重要と思っております。電力ユーザーに対する予見可能性、納得性を高めていく工夫が必要です。

特に、一般的に多くの電力ユーザーは、今回の議論の内容も含めて電力関係の動向に精通している方々はそう多くないと思われますので、今回の制度改革の理念や意義についての周知、啓発を推進していくことが重要と思っております。

また、論点5について、事業計画に対するPDCAを回しながら、送配電事業に対する必要な投資の確保、コスト効率化を図っていく、こういった点はぜひ進めていただきたいと思いますと思っております。金銭的なボーナスやペナルティーを設定することにつきましても特段反対ではありませんが、インパクトの大きい点だと思いますので、余りにドラスティックな内容にして結果的に電気料金に大きな影響が生じることにならないよう留意をしながら慎重に検討していくべきと思っております。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。そのほか、まだ御発言ない委員、オブザーバーがいらっしゃいますが、いかがですか。——よろしいでしょうか。ありがとうございました。

私、今日聞いていて、コメントさせていただくと非常に有益な、また次回以降に向かって大変参考になるコメントをいただいたと思っております。皆さんの御発言は非常に的を射たものでありまして、今回は託送料金の規制方針の改革ということでもありますけれども、その意味では皆さんの御意見を参考にしながら、より慎重に、これからの議論を進めていきたいと思っておりますので、事務局をお願いしたいと思います。

特段御議論がなければ、次回以降、より具体的な検討ということをお願いしたいと思います。それでは、事務局から連絡等ございましたらお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　　本日の議事録につきましては、後ほど事務局より連絡をさせていただきますので、御確認をお願いいたします。次回の会合については、日時が決まり次第、御連絡を差し上げます。

○山内座長　　ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了とさせていただきます。本当に丁寧かつ精力的に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

——了——